横浜市資産指令第5071号 令和4年3月28日	許可番号 第05620018385号
産業廃棄物処分 住所神奈川県川崎市川崎区中瀬二丁目3番 氏名株式会社キタジマ 代表取締役内藤浩司	(
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。	
	山中竹春 積浜市 長 印 3年5月1日 8年4月30日
1. 事業の範囲	
中間処理 (1)破砕:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維 くず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類 (2)圧縮:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維 くず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類(上記物は 除く)	くず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
2. 事業の用に供するすべての施設	
事業の用に供する施設の所在地 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾七丁目8番36号	
 処理施設の概要 (1) 破砕1施設 1基(11.04t/日) 設置年月日:平成 6 年 1 月24日 許可年, 許可番号:810014 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、木くず 及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類 (2) 圧縮1施設 1基(2.16t/日) 設置年月日:平成17年12月28日 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、 	、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
事業の用に供する施設の所在地	
神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目7番12号	これは許可内容確認のために 発行する写しです。
処理施設の概要	株式会社 キタジマ
 (1) 破砕2施設 3基 (7.859 t/日) 設置年月日:平成18年 1 月23日 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、 	、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類

様式第九号の二(第十条の六関係)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることが できます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

- (2) 破砕3施設 1基(46.6t/日) 設置年月日:平成26年3月12日 許可年月日:平成25年11月13日 許可番号:10337 産業廃棄物の種類:ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類
- (3) 圧縮2施設 1基(360.45t/日)
 設置年月日:平成18年 1 月23日
 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類

事業の用に供する施設の所在地 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目13番24号

処理施設の概要

- (1) 破砕4施設 1基(13.14t/日) 設置年月日:令和元年7月10日 許可年月日:平成31年2月5日 許可番号:10374 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- (2) 圧縮3施設 1基(629.4t/日)
 設置年月日:令和元年7月10日
 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・
 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- 3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾七丁目8番36号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は 754.24m³以内とし、屋外において容器を用いずに積み上げることのできる高さは3.5m以内とする。

(2)神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目7番12号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、 211.45m³以内とする。

(3) 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目13番24号における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、 159.51m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年7月1日 新規許可 令和元年5月1日 更新許可 令和元年8月1日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無